

中小企業憲章(案)

中小企業は、今日まで多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショックに対しては、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地中小企業は連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面し、中小企業がその力と才能を発揮することが、アジアなどの新興国の成長を取り込み、日本の新しい未来を切り拓いていく上で不可欠となっている。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する力である。中小企業は、創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。また、意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役である。その活動は、地域社会と住民生活に貢献するとともに、伝統技能や文化の継承役を担う。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

一方で、中小企業は、資金や人材などの経営資源に乏しいため、外からの変化に弱く、数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する世界的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにしている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、環境、ITなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮されれば、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示すこととなる。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一. 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。また、中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二. 起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にする。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三. 創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途を整備し、たとえ失敗した経営者であっても、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・中小企業が誇りを持って自立することや社会的課題に取り組むことを高く評価する
- ・家族経営の持つ意義への意識を強める
- ・中小企業の声を聴き、政策評価につなげる
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、学術研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める
- ・政府一体となって取り組む

ことを念頭に置く。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力を向上するため、ものづくり分野を始めとする技術開発、学術研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材の育成・増強、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。人材が大企業信仰にとらわれず、魅力ある中小企業への就業や起業を選択するよう、教育の適切な段階で健全な職業観を形作るカリキュラムを整える。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や IT 関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。さらに、海外事業に挑む中小企業の発展意欲に応えるよう、EPA(経済連携協定)、WTO(世界貿易機関)など関連制度の整備を急ぐ。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用の容易化をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額や過剰な品質の要求など、中小企業に不合理な負担を招く取引を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の事業力、経営者の実績などを重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七. 地域社会の抱える課題解決に向けた体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化など地域が抱える課題の解決に資する活動を広く支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八. 政策は、総合的に進める。中小企業の声を反映する政策評価を行う

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を宣言する。